

独立行政法人日本貿易保険 2014年度事業報告書

1. 国民の皆様へ

貿易保険は、企業の貿易・投資といった対外取引において避けることのできないリスクを、国の信用力と交渉力に基づく中長期の収支相償メカニズムで救済する保険です。日本企業の国際競争力の確保や、日本経済の発展に必要な資源の確保の上で必要不可欠な制度となっております。

経済危機や戦争などで一度に巨額の保険金支払いを迫られる可能性等に備え、諸外国において貿易保険は国の事業として行われています。我が国の貿易保険の事業運営は、独立行政法人日本貿易保険(Nippon Export and Investment Insurance ‘NEXI’)にてお客様からの保険料収入により賄われておりますが、我が国企業が安心して海外事業を展開するためには、無限の信用力を有する国の関与は欠かせません。保険金支払後の債権回収も、当該リスクの性格上、主にパリクラブ(主要債権国会議)等の政府間交渉の場を通じて、長期間にわたって行われるため、制度の維持には、国の外交力と交渉力が不可欠です。

NEXIは、約50年間にわたり政府(経済産業省)が実施してきた貿易保険事業を引き継ぎ、2001年4月の設立以来、お客様中心主義に立ちサービスの向上と業務の効率化に努めてまいりました。2014年度は、政府によるインフラ輸出の後押しに沿った我が国企業のインフラ輸出や事業運営、我が国の資源安定供給に係るプロジェクトへの保険の引受を拡大するとともに、2014年4月に成立、10月に施行された貿易保険法の改正を踏まえ、海外でプラント建設を行う本邦企業が戦争やテロによる事業の中断により負担する追加費用、本邦企業の海外子会社や本邦製品の海外販売拠点による輸出等の取引、本邦企業が関与する資源開発事業等の海外プロジェクトに対する本邦銀行の海外拠点や外国銀行による融資やつなぎ融資、本邦企業が国内において外国企業に対して行うサービス提供を新たに保険の対象とするなど、機能の強化を行いました。

2014年度のNEXIの保険引受実績は、前年度比9.7%増の8.9兆円となりました。これは主に、大型のプロジェクトの引受に伴う海外事業資金貸付保険の増加によるものです。これに合わせて、正味保険料収入も前年度比111%増の172億円となりました。保険金支払いに関しては、2013年度の大型の信用事故に対する支払いが済んだことから、前年度比81%の減少となりました。

また、引き続き事業費・一般管理費の削減に努めた結果、経常利益81億円を計上しました。特別損益は、NEXI創設時の被出資債権(保険代位債権)の評価額の見直し等により、171億円の黒字となりました。以上により、当期利益は253億円となりました。

なお、一昨年12月には、独立行政法人改革等に関する基本的な方針が閣議決定され、NEXIについては全額政府出資の特殊会社への移行、貿易再保険特別会計の廃止との方針が出され、第189回通常国会にこれを具現化するための法律案が提出されました。今後、法律案が可決されましたら、これを踏まえ、特殊会社への移行に向けた

準備作業を進めて参ります。

経済のグローバル化が進展する中で、国家が企業を後押しして官民一体となり国際競争を勝ち抜こうとする動きが強まっています。かかる状況の下、我が国の輸出信用機関であるNEXIへの期待は一層高まっています。NEXIは、今後とも、国の政策実施機関として、多様化するビジネスニーズに即した、質の高い貿易保険サービスを安定的かつ効率的に提供していくことに、全力を尽くしてまいります。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人日本貿易保険は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に実施することを目的としております。(貿易保険法第5条)

② 業務内容

当法人は、貿易保険法第5条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- 一. 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。
- 二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。
- 三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
- 四. 貿易保険法第4章の規定による政府を相手方とする再保険のほか、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。

③ 沿革

1999年 7月 独立行政法人通則法成立

1999年12月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立

2001年 4月 独立行政法人日本貿易保険 設立

(参考)

1950年 3月 輸出信用保険法(現 貿易保険法)成立

以降、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省にて運営。

④ 設立根拠法

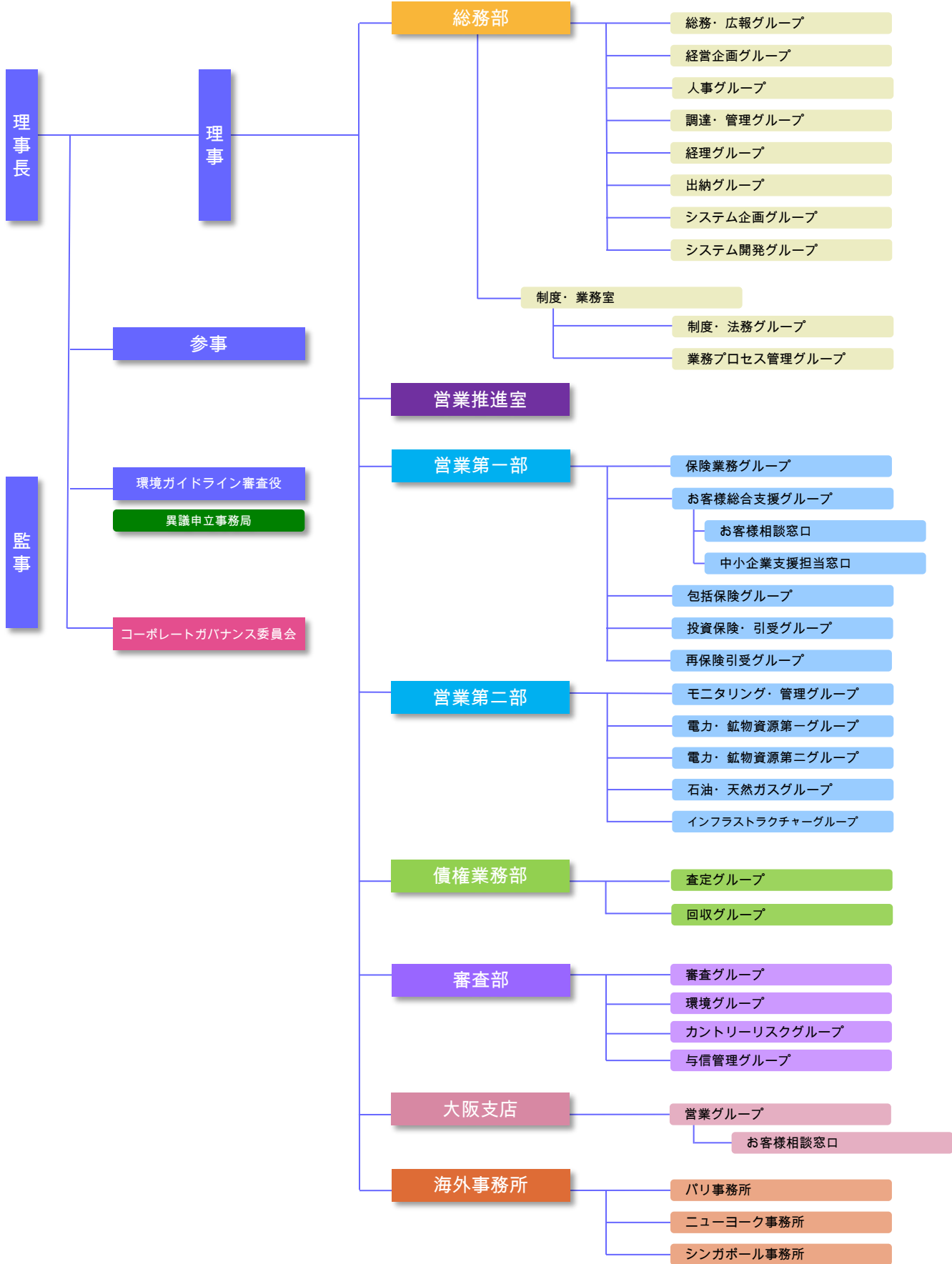
独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

貿易保険法(昭和25年法律第67号)

⑤ 主務大臣(主務省所管課等)

経済産業大臣(経済産業省貿易経済協力局貿易保険課)

NEXIの組織図 (2015年4月現在)



(2) 本社・支社等の住所

本店 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階
大阪支店 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル8階

(3) 資本金の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	104,352	—	—	104,352
資本金合計	104,352	—	—	104,352

(4) 役員 of 状況

役職	氏名 (生年月日)	任期	担当	略歴
理事長	板東 一彦 (1954年3月10日生)	自 2013年4月1日 至 2015年3月31日		1977年4月 通商産業省入省 1992年6月 ジェトロニューヨーク貿易保険事務所長 2003年7月 独立行政法人日本貿易保険総務部長 2006年1月 大臣官房審議官 2007年7月 中小企業金融公庫理事 2010年6月 株式会社日本政策金融公庫専務取締役 2013年4月 独立行政法人日本貿易保険理事長
理事	和田 圭司 (1956年9月2日生)	自 2013年4月1日 (再任) 至 2015年3月31日	総務部 (経理、出納、 システム)、 債権業務 部、審査部	1980年4月 株式会社住友銀行入社 2001年4月 株式会社三井住友銀行本店営業第二部次長 2003年6月 投資銀行統括部ストラクチャー審査室長 2006年4月 独立行政法人日本貿易保険債権業務部長 2009年4月 独立行政法人日本貿易保険参事 2011年6月 独立行政法人日本貿易保険理事
理事	稲垣 史則 (1960年1月8日生)	自 2013年4月1日 (再任) 至 2015年3月31日	営業第一部、 営業第二部、 大阪支店	1982年4月 通商産業省入省 2000年6月 内閣法制局参事官 2006年11月 通商政策局通商政策課長 2008年11月 大臣官房政策評価広報課長 2009年8月 独立行政法人原子力安全基盤機構理事 2010年7月 大臣官房政策評価審議官 2011年4月 独立行政法人日本貿易保険理事

監事 (常勤)	大岩 武史 (1952年12月7日生)	自 2013年4月1日 (再任) 至 2015年3月31日		1976年4月 安田火災海上保険株式会社入社 2001年4月 企業商品業務部長 2004年12月 株式会社損害保険ジャパン国際企画部長 2007年6月 取締役常務執行役員 2010年6月 取締役専務執行役員 2011年1月 取締役副社長執行役員 2011年4月 独立行政法人日本貿易保険監事
監事 (非常勤)	今井 敬 (1929年12月23日生)	自 2013年4月1日 (再任) 至 2015年3月31日		1952年4月 富士製鐵株式会社入社 1970年3月 新日本製鐵株式会社本社燃料金属部副部長 1981年6月 取締役 1993年6月 代表取締役社長 1998年4月 代表取締役会長 1998年5月 社団法人経済団体連合会会長 2001年4月 独立行政法人日本貿易保険監事(非常勤) 2002年5月 社団法人日本経済団体連合会名誉会長 2003年6月 新日本製鐵株式会社相談役・名誉会長 2008年6月 新日本製鐵株式会社名誉会長

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成27年1月1日において136人(前期比1人減少)であり、平均年齢は41.9歳(前年1月1日41.5歳)となっています。このうち、国からの出向者は12人、民間等からの出向者は11人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	47,494	支払備金	2,357
有価証券	291,948	責任準備金	31,807
保険代位債権等	211,295	再保険借	3,609
未収収益	1,644	預り金	3,662
未収保険料	7,952	前受保険料	6,713
再保険貸	1,927	賞与引当金	98
固定資産	1,063	退職手当引当金	488
その他	1,437	その他	4,193
貸倒引当金	△ 150,143	負債合計	52,927
		(純資産の部)	
		資本金	104,352
		政府出資金	104,352
		資本剰余金	143,402
		利益剰余金	113,936
		純資産合計	361,690
資産合計	414,617	負債及び純資産合計	414,617

② 損益計算書

(単位:百万円)

	科目	金額
経常 損益	経常収益 (A)	23,364
	保険引受収益	17,281
	資産運用収益	5,344
	為替差益	430
	その他	308
	経常費用 (B)	15,246
	保険引受費用	9,740
	事業費及び一般管理費	5,399
	人件費(注)	1,433
	減価償却費等	612
その他	3,354	
その他	106	
	経常利益 (C=A-B)	8,118
損特 益別	特別利益(被出資債権に関する貸倒引当金戻入額等) (D)	17,180
	特別損失(被出資債権の貸倒損失等) (E)	42
	当期総利益 (C+D-E)	25,256

(注) 給与、賞与、法定福利費、賞与引当金繰入及び退職手当引当金繰入の合算額を表示

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	34,914
保険料収入	17,126
保険金の支払	△1,682
回収金による収入	15,469
人件費	△1,398
その他	5,399
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△31,737
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	-
IV 資金に係る換算差額(D)	216
V 資金増加額(又は減少額) (E=A+B+C+D)	3,392
VI 資金期首残高(F)	9,101
VII 資金期末残高(G=E+F)	12,494

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位:百万円)

科目	金額
I 業務費用	△25,252
損益計算書上の費用	15,288
(控除)自己収入等	△40,540
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	-
III 損益外減損損失相当額	-
IV 損益外利息費用相当額	-
V 損益外除売却差額相当額	-
VI 引当外賞与見積額	-
VII 引当外退職手当増加見積額	1
VIII 機会費用	417
IX (控除)法人税等及び国庫納付額	-
X 行政サービス実施コスト	△24,834

■財務諸表の科目

①貸借対照表

財務諸表 注記V. 固有の表示科目の内容をご参照下さい。

②損益計算書

財務諸表 注記V. 固有の表示科目の内容をご参照下さい。

③キャッシュ・フロー計算書

業務活動による キャッシュ・フロー	貿易保険事業の通常業務実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入・支出、人件費支出等が該当
投資活動による キャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動による キャッシュ・フロー	ファイナンス・リースに係る支払等(該当なし)
資金に係る換算差額	外貨建資金に係る為替差額

④行政サービス実施コスト計算書

業務費用	日本貿易保険が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用
損益外減価償却相当額	償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額(該当する資産なし)
損益外減損損失相当額	日本貿易保険が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額(該当なし)
損益外利息費用相当額	償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除却費用等に係る利息費用相当額(該当する資産なし)
損益外除売却差額相当額	通則法第46条の2又は第46条の3の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額等相当額等(該当なし)
引当外賞与見積額	運営費交付金による賞与引当金見積額(該当なし)
引当外退職手当増加見積額	政府からの出向職員の退職手当増加見積額
機会費用	政府出資等の機会費用の見積額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 財務諸表(損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書)の主なデータについて概況をご説明します。

(i) 2014年度決算の概況

(経常収益)

2014年度の経常収益は、23,364百万円を計上し、前年度比9,123百万円増(64.1%増)となりました。これは、大型のプロジェクト引受に伴う海外事業資金貸付保険の引受大幅増等、好調な保険引受により正味収入保険料が前年度比9,087百万円増(111.5%増)と大きく増加したものの、前年度は戻入計上した支払備金が当年度は繰入計上したこと等により、保険引受収益が前年度比8,699百万円増(101.4%増)、国債等による資産運用収益が同99百万円増(1.9%増)となったこと等によります。

(経常費用)

2014年度の経常費用は、15,246百万円を計上し、前年度比7,910百万円増(107.8%増)となりました。これは、2013年度の大型の信用事故に対する支払が済んだことから正味支払保険金が前年度比914百万円減(76.1%減)となったものの、支払備金残高の増加により前年度戻入から当年度は繰入に転じたこと、中長期案件の引受増加により未経過保険料である責任準備金の繰入が前年度比8,136百万円増(1,629.7%増)となったこと等により保険引受費用が前年同期比8,250百万円増(553.3%増)となったこと等によります。事業費及び一般管理費は、情報処理費関係が減少したことから前年度比197百万円減(3.5%減)となりました。

(経常利益)

2014年度は、経常収益23,364百万円から経常費用15,246百万円を差し引き、前年度比1,213百万円増(17.6%増)となる8,118百万円の経常利益を計上いたしました。

(特別利益/損失)

2014年度の特別利益は、被出資債権に関する利息収入及び貸倒引当金戻入により17,180百万円を計上し、前年度比8,493百万円増(97.8%増)となりました。特別損失は、前年度より貸倒損失の計上が少なかったこと等により、42百万円を計上して前年度比119百万円減(73.8%減)となりました。

(当期総利益)

以上の経常利益、特別利益及び特別損失から、2014年度は前年度比9,825百万円増(63.7%増)となる25,256百万円の当期総利益を計上いたしました。

(資産の部)

2014年度末現在の資産合計は、414,617百万円を計上し、前年度比41,060百万円増(11.0%増)となりました。これは、現金及び預金が前年度比38,392百万円増(421.8%増)、保険代位債権が同11,138百万円減(5.0%減)、保険代位債権等の評価額が同13,402百万円増(8.2%増)、未収保険料が同2,562百万円増(47.5%増)となったこと等によります。

(負債の部)

2014年度末現在の負債合計は、52,927百万円を計上し、前年度比15,803百万円増(42.6%増)となりました。これは、支払備金が前年度比1,035百万円増(78.3%増)、責任準備金が前年度比8,635百万円増(37.3%増)、前受保険料が同3,274百万円増(95.2%増)等によります。

(純資産の部)

2014年度末現在の純資産合計は、361,690百万円を計上し、前年度比25,256百万円増(7.5%増)となりました。これは、当期総利益25,256百万円の計上によります。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

2014年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、34,914百万円を計上し、前年度比14,328百万円増となりました。これは保険料収入が多かったこと、保険金支払が少なかったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

2014年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、△31,737百万円を計上し、前年度比9,260百万円減となりました。これは、定期預金等の積立による支出等が増加したこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

2014年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、該当する取引がありませんでした。

(ii) 2010年度から2013年度までの決算の概況

(2010年度)

インドネシア等の債務返済が順調な被出資債権(保険代位債権等)の評価が上がったことにより、13,156百万円の貸倒引当金戻入額等を特別利益に計上した結果、21,607百万円の当期総利益を計上いたしました。

(2011年度)

イラク等の債務返済が順調な被出資債権(保険代位債権等)の評価が上がったことにより、15,704百万円の貸倒引当金戻入額等を特別利益に計上した結果、26,605百万円の当期総利益を計上いたしました。

(2012年度)

大型の案件引受などにより保険料収入が堅調であったこと、ならびに前年度に引き続き被出資債権(保険代位債権等)の評価が上がったこと等による特別損益を12,022百万円計上した結果、20,426百万円の当期総利益を計上いたしました。

(2013年度)

保険料収入は堅調であったものの大型の保険金支払があったこと等により経常利益は6,905百万円を計上し、被出資債権(保険代位債権等)の評価益が前年度以前より少なかったこと等により特別利益が減少した結果、15,432百万円の当期総利益を計上いたしました。

表 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	前中期計画期間		当中期計画期間		
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
経常収益	17,111	16,240	16,866	14,241	23,364
経常費用	11,334	7,234	8,462	7,336	15,246
経常利益(損失)	5,777	9,006	8,404	6,905	8,118
特別利益	16,972	20,006	12,024	8,687	17,180
特別損失	1,141	2,407	2	161	42
当期総利益(総損失)	21,607	26,605	20,426	15,432	25,256
資産	339,262	371,754	368,664	373,557	414,617
負債	35,563	41,450	47,662	37,123	52,927
純資産	303,699	330,304	321,002	336,433	361,690
うち利益剰余金(積立金)	58,689	85,294	73,248	88,679	113,936
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,824	10,236	△3,448	20,586	34,914
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,773	△12,235	3,933	△22,477	△31,737
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	-
資金期末残高	12,403	10,441	10,937	9,101	12,494

② セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・増減理由)

該当なし

③ セグメント総資産の経年比較・分析(内容・増減理由)

該当なし

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

該当なし

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析(内容・増減理由)

2014年度の行政サービス実施コストは、前年度△14,726百万円から△24,834百万円にコストが減少いたしました。これは、当期総利益が前年度から増加したこと等によります。

表4 行政サービス実施コストの経年比較

(単位:百万円)

区分	前中期計画期間		当中期計画期間		
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
業務費用	△21,598	△26,600	△20,421	△15,427	△25,252
うち損益計算書上の費用	12,475	9,641	8,464	7,496	15,288
うち自己収入	△34,074	△36,241	△28,885	△22,923	△40,540
損益外減価償却累計額	-	-	-	-	-
損益外減損損失相当額	-	-	-	-	-
引当外賞与見積額	-	-	-	-	-
引当外退職給付増加見積額	29	30	22	33	1
機会費用	1,315	1,028	584	668	417
(控除)法人税等及び国庫納付金	-	-	-	-	-
行政サービス実施コスト	△20,254	△25,543	△19,815	△14,726	△24,834

(2) 施設等投資の状況(重要なもの)

該当なし

(3) 予算・決算の状況

(単位:百万円)

区分	前中期計画期間				当中期計画期間						
	2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	40,533	71,973	53,372	77,016	84,981	90,142	56,406	67,004	54,399	78,958	決算報告書をご参照下さい。
業務収入	14,202	16,073	14,112	14,320	18,766	15,239	18,241	13,703	17,866	23,157	
被出資債権からの回収金	6,958	433	14,357	1,379	6,036	10,034	7,491	11,367	7,695	15,201	
有価証券の償還	10,000	46,094	12,500	48,914	49,738	54,428	19,737	30,997	19,737	31,499	
短期借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
前年度繰越金	9,373	9,373	12,403	12,403	10,441	10,441	10,937	10,937	9,101	9,101	
支出	40,533	71,973	53,372	77,016	84,981	90,142	56,406	67,004	54,399	78,959	
業務支出	19,322	6,288	18,301	5,787	56,728	37,410	25,340	6,181	25,390	5,045	
投資支出	1,770	1,604	1,270	46	1,106	449	2,111	546	1,094	736	
有価証券の取得	10,000	48,231	12,500	61,165	-	50,053	-	52,879	-	27,500	
短期借入金返済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の支出	2	-	-	-	-	-	-	0	-	0	
翌年度繰越金	9,439	12,403	21,299	10,441	27,147	10,937	28,955	9,101	27,915	47,494	
予算差異	-	3,448	-	△423	-	△8,707	-	△1,704	-	△1,816	

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、当中期目標期間の業務費を、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とすることを目標としています。また、一般管理費については、当中期目標期間中、2011年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うことを目標としています。この目標を達成するため、調達方法の見直しや、システム保守費用削減等の措置を講じています。

(単位:百万円)

区分	前中期目標期間終了年度		当中期目標期間	
	金額	比率	2014年度	
			金額	比率
業務費	4,061	100%	3,631	89.4%
一般管理費	560	100%	504	90.0%

(注1) システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革などの制度改正に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除いています。

(注2) 一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費です。

(注3) 前中期目標期間終了年度の金額(基準値)は、(注1)及び(注2)に則って算出した、2011年度の実績(業務費)及び見込み(一般管理費)です。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人は、貿易保険事業の実施による、保険料収入及び支払保険金の回収金収入を財源として運営しております。また、被出資財産(保険代位債権等)の回収金については、これを国債等により運用し、利息収入を得ております。

なお、当法人では、上記の事業収入等により運営しており、交付金・補助金は受けておりません。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

① 統計データの作成方針について

(i) 短期・中長期の基準に係るBUルールへの適用

統計データの作成及び表示方法につきましては、以下のBUルール(BU:国際輸出信用保険機構)の区分に基づいております。

短期 :1年以内

中長期:1年超(資本財は全て中長期として区分)

(ii) 引受実績の作成方針

引受実績につきましては、保険契約締結日の為替レートを適用し作成しております。

(iii) 責任残高の作成方針

責任残高につきましては、保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約については、同特約の保険金額を用い作成しております。

② 貿易保険事業の概況

(i) 引受状況

引受実績は、再保険を含めた総額が前年度比 19.3%増の 10,164,974 百万円、当法人保有分が前年度比 13.6%増の 955,341 百万円となりました。保険種別では、海外投資保険が前年度比 22.9%減の 471,487 百万円となった一方、貿易一般保険が前年度比 1.7%増の 6,965,265 百万円、貿易代金貸付保険が前年度比 47.7%増の 286,390 百万円、海外事業資金貸付保険が前年度比 207.8%増の 2,173,094 百万円となりました。再保険は前年度比 86.3%増の 200,110 百万円となりました。

2014年度保険種別引受状況

(単位:百万円)

	引受実績						収入保険料					
	元受・受再ベース			うち当法人保有分			元受・受再収入保険料			正味収入保険料		
		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率
貿易一般保険	6,965,265	68.5	1.7	695,655	72.8	1.7	15,188	20.6	14.1	3,695	21.4	9.4
責任期間1年以内	3,855,510	37.9	0.0	385,551	40.4	0.0	6,247	8.5	11.3	1,505	8.7	6.4
責任期間1年超	3,109,755	30.6	3.9	310,104	32.5	4.0	8,941	12.1	16.1	2,190	12.7	11.6
貿易代金貸付保険	286,390	2.8	47.7	28,639	3.0	47.7	6,586	8.9	68.9	1,593	9.2	58.1
輸出手形保険	12,008	0.1	▲ 15.2	1,201	0.1	▲ 15.2	111	0.2	▲ 16.2	27	0.2	▲ 19.8
輸出保証保険	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
前払輸入保険	84	0.0	1,631.7	8	0.0	1,631.7	0	0.0	6,565.2	0	0.0	6,270.2
海外投資保険	471,487	4.6	▲ 22.9	44,638	4.7	▲ 25.8	5,035	6.8	12.6	1,239	7.2	9.1
海外事業資金貸付保険	2,173,094	21.4	207.8	159,535	16.7	156.9	38,514	52.3	533.7	8,699	50.5	455.3
限度額設定型貿易保険	8,134	0.1	9.6	813	0.1	9.6	281	0.4	6.8	67	0.4	0.6
中小企業輸出代金保険	4,332	0.0	58.1	433	0.0	58.1	39	0.1	62.2	9	0.1	55.0
簡易通知型包括保険	37,173	0.4	57.6	3,717	0.4	57.6	85	0.1	99.6	21	0.1	90.8
再保険	200,110	2.0	86.3	20,011	2.1	86.3	7,789	10.6	107.8	1,878	10.9	98.7
アジア再保険	9,489	0.1	14.2	949	0.1	14.2	59	0.1	32.7	14	0.1	25.8
ワンストップショップ	190,157	1.9	102.8	19,016	2.0	102.8	7,726	10.5	110.0	1,863	10.8	100.9
フロンティング	465	0.0	▲ 91.3	46	0.0	▲ 91.3	4	0.0	▲ 83.1	1	0.0	▲ 83.9
日系企業取引信用保険	6,897	0.1	644.3	690	0.1	644.3	51	0.1	137.5	12	0.1	127.0
合計	10,164,974	100.0	19.3	955,341	100.0	13.6	73,679	100.0	130.3	17,238	100.0	111.4

(注) 当法人保有分:当法人が責任を負っている金額。元受、受再ベースの数字から出再分を差し引いたもの。

また、収入保険料は前年度比 130.3%増の 73,679 百万円、正味収入保険料は、前年度比 111.4%増の 17,238 百万円となりました。保険種別の収入保険料では、海外事業資金貸付保険が前年度比 533.7%増の 38,514 百万円となったほか、貿易一般保険が前年度比 14.1%増の 15,188 百万円、貿易代金貸付保険が前年度比 68.9%増の 6,586 百万円、海外投資保険が前年度比 12.6%増の 5,035 百万円、再保険は前年度比 107.8%増の 7,789 百万円となりました。

引受実績を地域別にみると、受再を含む元受ベースで、アジア向けが 4,550,431 百万円と最も大きく全体の 41.8%を占め、次に北米向けが 1,563,728 百万円、中東向けが 1,294,219 百万円となりました。

2014年度地域別引受状況

(単位:百万円)

	引受実績						収入保険料					
	元受・受再ベース		うち当法人保有分				元受・受再収入保険料			正味収入保険料		
		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率
		%	%		%	%		%	%		%	%
アジア	4,550,431	41.8	▲ 3.1	450,435	43.8	▲ 4.1	27,097	36.8	113.3	6,618	38.4	105.0
中東	1,294,219	11.9	39.7	129,413	12.6	39.7	7,716	10.5	66.4	1,864	10.8	59.4
ヨーロッパ	1,040,255	9.6	1.0	103,458	10.1	1.4	6,258	8.5	6.0	1,530	8.9	0.6
北米	1,563,728	14.4	369.8	100,610	9.8	212.6	16,600	22.5	1,979.9	3,408	19.8	1,613.8
中米	714,656	6.6	▲ 2.6	71,466	7.0	▲ 2.6	1,584	2.2	133.5	381	2.2	125.9
南米	762,599	7.0	33.8	76,260	7.4	33.8	6,192	8.4	86.6	1,499	8.7	73.8
アフリカ	588,410	5.4	19.1	58,841	5.7	19.1	3,891	5.3	29.8	978	5.7	28.1
オセアニア	107,481	1.0	▲ 58.5	10,539	1.0	▲ 39.5	2,960	4.0	5,191.5	622	3.6	4,395.3
国際機関	266,871	2.5	72.1	26,687	2.6	72.1	1,380	1.9	53.3	337	2.0	48.1

- (注1) 国別計上の方法: 船前・仕向国、船後・支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。
(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されている。
(注3) 当法人保有分: 当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を差し引いたもの。

(ii) 保険金支払の状況

2014年度の支払保険金の総額は、前年度比 74.6%減の 3,102 百万円となりました。これは、大型案件での信用事故による支払があった前年度に比べ、今年度は信用事故による支払が大きく減少したためです。

引き続き、引受案件のモニタリング強化を通じ、お客様と一体となり保険事故回避に努めるとともに、事故が生じた際には迅速な保険金支払ができるよう備えています。

2014年度保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位:百万円)

	2014年度 支払保険金額								
		うち非常		うち信用					
		構成比	対前期増減率	構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率	
		%	%	%	%	%	%	%	
貿易一般保険	2,709	87.3	▲ 72.0	582	67.2	—	2,127	95.1	▲ 78.0
貿易代金貸付保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
簡易通知型包括保険	8	0.3	▲ 53.0	0	0.0	—	8	0.4	▲ 53.0
輸出手形保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
輸出保証保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
前払輸入保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
海外投資保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
海外事業資金貸付保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
限度額設定型貿易保険	99	3.2	▲ 73.1	0	0.0	—	99	4.4	▲ 73.1
中小企業輸出代金保険	1	0.0	—	0	0.0	—	1	0.1	—
再保険	285	9.2	▲ 34.8	285	32.8	▲ 34.8	0	0.0	0.0
合計	3,102	100.0	▲ 74.6	867	100.0	98.7	2,235	100.0	▲ 81.1

(iii) 回収

2014年度の回収金は、前年度比 13.8%増の 35,708 百万円となりました。これは、リスク国の返済が順調に進んだことによるものです。

2014年度回収金

(単位:百万円)

	当法人分			国代位分			再保険分			合計		
		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率
非常事故	14,578	97.6	2.9	9,090	100.0	▲ 0.3	8,469	72.5	11.8	32,137	90.0	4.1
リスク	14,571	97.6	2.8	9,090	100.0	▲ 0.3	6,318	54.1	▲ 2.0	29,980	84.0	0.8
リスク外	7	0.0	-	0	0.0	-	2,150	18.4	90.9	2,157	6.0	91.5
信用事故	359	2.4	501.9	0	0.0	-	3,213	27.5	614.2	3,572	10.0	601.1
合計	14,937	100.0	5.0	9,090	100.0	▲ 0.3	11,682	100.0	45.6	35,708	100.0	13.8

(iv) 責任残高

2014年度末の責任残高は、前年度比 23.4%増の 25,488,255 百万円となりました。当法人保有分については、前年度比 18.6%増の 2,374,289 百万円となりました。

保険種別こみると、貿易一般保険が前年度比 3.4%増の 8,792,164 百万円、貿易代金貸付保険が前年度比 21.2%増の 2,295,081 百万円、海外投資保険が前年度比 9.5%増の 1,532,427 百万円、海外事業資金貸付保険が前年度比 45.2%増の 11,611,754 百万円となりました。

2014年度保険種別責任残高

(単位:百万円)

	責任残高					
	元受ベース	うち当法人保有分				
		構成比	対前期増減率	構成比	対前期増減率	
貿易一般保険	8,792,164	34.5	3.4	879,536	37.0	3.5
責任期間1年以内	3,750,003	14.7	5.0	376,561	15.9	5.3
責任期間1年超	5,042,161	19.8	2.2	502,975	21.2	2.2
貿易代金貸付保険	2,295,081	9.0	21.2	326,111	13.7	11.5
簡易通知型包括保険	15,283	0.1	76.3	1,528	0.1	76.3
輸出手形保険	3,628	0.0	▲ 4.8	884	0.0	3.3
輸出保証保険	0	0.0	-	0	0.0	-
前払輸入保険	82	0.0	-	8	0.0	-
海外投資保険	1,532,427	6.0	9.5	132,367	5.6	8.2
海外事業資金貸付保険	11,611,754	45.6	45.2	910,139	38.3	39.9
限度額設定型貿易保険	10,718	0.0	▲ 11.9	1,072	0.0	▲ 11.9
中小企業輸出代金保険	1,638	0.0	67.5	178	0.0	78.4
再保険	1,210,240	4.7	43.2	120,943	5.1	43.7
アジア再保険	18,224	0.1	44.9	1,822	0.1	44.9
ワンストップショップ	1,173,835	4.6	44.2	117,302	4.9	44.7
フロンテイング	18,182	0.1	▲ 0.7	1,818	0.1	▲ 0.7
日系企業取引信用保険	15,238	0.1	722.2	1,524	0.1	722.2
合計	25,488,255	100.0	23.4	2,374,289	100.0	18.6

(注1) 当法人保有分:当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を引いたもの。

(注2) 保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約については、同特約の保険金額を用い作成。

保険種別責任残高の経年比較

(単位:百万円)

	2010年度末	2011年度末	2012年度末	2013年度末	2014年度末	構成比
貿易一般保険	8,200,931	8,112,075	8,176,734	8,502,416	8,792,164	34.5
責任期間1年以内	2,603,741	2,338,010	3,097,421	3,569,810	3,750,003	14.7
責任期間1年超	5,597,190	5,774,066	5,079,312	4,932,606	5,042,161	19.8
貿易代金貸付保険	996,520	1,444,692	1,585,438	1,894,144	2,295,081	9.0
簡易通知型包括保険	1,332	5,830	5,959	8,671	15,283	0.1
輸出手形保険	5,137	3,323	3,336	3,810	3,628	0.0
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	0	0	0	0	82	0.0
海外投資保険	776,508	944,798	1,117,154	1,399,630	1,532,427	6.0
海外事業資金貸付保険	6,479,335	6,432,243	7,350,131	7,994,404	11,611,754	45.6
限度額設定型貿易保険	16,226	15,147	15,340	12,172	10,718	0.0
中小企業輸出代金保険	168	145	499	978	1,638	0.0
再保険	399,833	493,727	633,278	844,868	1,210,240	4.7
日系企業取引信用保険	-	-	-	1,853	15,238	0.1
合計	16,875,991	17,451,980	18,887,867	20,662,947	25,488,255	100.0

(注1) 短期・中長期区分: 短期(1年以内・資本財を除く)・中長期(1年超・資本財を含む)

(注2) 事業年度末保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約については、同特約の保険金額を用い作成。

6. 参考資料

(1) 参考データ

① 引受実績の経年比較

(単位:百万円)

	引受実績					
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	構成比
貿易一般保険	7,308,903	7,110,487	6,151,894	6,849,345	6,965,265	68.5
責任期間1年以内	3,498,241	3,321,146	3,451,195	3,855,361	3,855,510	37.9
責任期間1年超	3,810,662	3,789,341	2,700,699	2,993,984	3,109,755	30.6
貿易代金貸付保険	239,764	343,996	123,290	193,845	286,390	2.8
簡易通知型包括保険	1,392	14,340	19,162	23,589	37,173	0.4
輸出手形保険	20,199	16,549	12,295	14,153	12,008	0.1
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	0	254	1	5	84	0.0
海外投資保険	219,229	440,367	530,106	611,679	471,487	4.6
海外事業資金貸付保険	741,082	549,068	1,369,370	706,030	2,173,094	21.4
限度額設定型貿易保険	11,761	10,311	9,331	7,420	8,134	0.1
中小企業輸出代金保険	624	567	1,304	2,740	4,332	0.0
再保険	39,998	51,834	83,311	107,439	200,110	2.0
日系企業取引信用保険	-	-	-	927	6,897	0.1
合計 (注1)	8,582,951	8,537,772	8,300,064	8,517,171	10,164,974	100.0

(注1) 契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険特約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額。

② 保険金の経年比較

(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	構成比
非常事故	3,972	1,342	424	436	867	27.9%
信用事故	4,603	7,017	3,993	11,798	2,235	72.1%
合計	8,574	8,359	4,416	12,234	3,102	100.0%

③ 回収金の経年比較

(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
回収金額	15,640	17,668	24,017	31,375	35,708

④ 責任残高(事業年度末為替レート適用)

年度末為替レート(経年比較においては、各事業年度末の為替レート)を適用し作成した責任残高(外貨建対応の特約付保険契約の保険金額を用いない実勢の責任残高)は、以下の通りとなります。

(i) 2014年度保険種別責任残高と経年比較(事業年度末為替レート適用)

2014年度保険種別責任残高

(単位:百万円)

	責任残高					
	元受ベース			うち当法人保有分		
		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率
		%	%		%	%
貿易一般保険	8,787,636	53.4	3.4	879,083	53.2	3.6
責任期間1年以内	3,750,003	22.8	5.0	376,561	22.8	5.3
責任期間1年超	5,037,633	30.6	2.3	502,522	30.4	2.3
貿易代金貸付保険	1,652,424	10.0	25.2	266,879	16.1	9.9
簡易通知型包括保険	15,283	0.1	76.3	1,528	0.1	76.3
輸出手形保険	3,628	0.0	▲ 4.8	884	0.1	3.3
輸出保証保険	0	0.0	-	0	0.0	-
前払輸入保険	82	0.0	-	8	0.0	-
海外投資保険	1,532,427	9.3	9.5	132,367	8.0	8.2
海外事業資金貸付保険	3,706,172	22.5	42.5	295,713	17.9	38.8
限度額設定型貿易保険	10,718	0.1	▲ 11.9	1,072	0.1	▲ 11.9
中小企業輸出代金保険	1,638	0.0	67.5	178	0.0	78.4
再保険	745,493	4.5	55.2	74,502	4.5	55.7
アジア再保険	9,647	0.1	49.1	965	0.1	49.1
ワンストップショップ	723,755	4.4	56.1	72,328	4.4	56.6
フロンテイング	12,091	0.1	16.2	1,209	0.1	16.2
日系企業取引信用保険	7,619	0.0	722.2	762	0.0	722.2
合計	16,463,122	100.0	14.9	1,652,977	100.0	11.8

(注1) 当法人保有分:当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を引いたもの。

(単位:百万円)

	2010年度末	2011年度末	2012年度末	2013年度末	2014年度末	構成比
						%
貿易一般保険	8,184,301	8,099,696	8,167,551	8,495,228	8,787,636	53.4
責任期間1年以内	2,601,992	2,337,812	3,097,421	3,569,810	3,750,003	22.8
責任期間1年超	5,582,309	5,761,884	5,070,130	4,925,418	5,037,633	30.6
貿易代金貸付保険	577,707	832,267	1,032,720	1,320,215	1,652,424	10.0
簡易通知型包括保険	1,332	5,830	5,959	8,671	15,283	0.1
輸出手形保険	5,137	3,323	3,336	3,810	3,628	0.0
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	0	0	0	0	82	0.0
海外投資保険	776,508	944,798	1,117,154	1,399,630	1,532,427	9.3
海外事業資金貸付保険	2,155,666	2,129,124	2,241,104	2,600,398	3,706,172	22.5
限度額設定型貿易保険	16,226	15,147	15,340	12,172	10,718	0.1
中小企業輸出代金保険	168	145	499	978	1,638	0.0
再保険	174,558	219,207	330,785	480,434	745,493	4.5
日系企業取引信用保険	-	-	-	927	7,619	0.0
合計	11,891,603	12,249,536	12,914,446	14,322,464	16,463,122	100.0

(ii) 2014年度地域別責任残高と経年比較(事業年度末為替レート適用)

(単位:百万円)

	責任残高					
	元受・受再ベース			うち当法人保有分		
		構成比	対前期 増減率		構成比	対前期 増減率
		%	%		%	%
アジア	7,522,859	44.5	13.9	749,400	44.2	15.0
中東	2,322,733	13.7	23.0	273,715	16.1	15.0
ヨーロッパ	1,978,460	11.7	5.8	234,072	13.8	1.4
北米	1,102,231	6.5	132.5	84,228	5.0	83.5
中米	710,345	4.2	10.5	71,885	4.2	9.0
南米	1,215,882	7.2	14.8	105,475	6.2	15.2
アフリカ	969,552	5.7	18.9	95,657	5.6	38.4
オセアニア	834,769	4.9	▲ 30.4	57,932	3.4	▲ 40.9
国際機関	247,975	1.5	0.7	24,782	1.5	0.7

(注1) 受再を含む。

(注2) 国際機関の支払い保証が付されている場合は、別枠に計上。

(注3) 国別計上の方法: 船前・仕向国、船後・支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注4) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されている。

(注5) 当法人保有分: 当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を差し引いたもの。

(単位:百万円)

	2010年度末	2011年度末	2012年度末	2013年度末	2014年度末	構成比
						%
アジア	4,826,289	5,223,394	5,591,707	6,603,603	7,522,859	44.5
中東	2,096,943	1,919,569	1,852,988	1,889,077	2,322,733	13.7
ヨーロッパ	1,361,156	1,563,996	1,778,936	1,869,743	1,978,460	11.7
北米	840,569	651,853	375,726	474,068	1,102,231	6.5
中米	754,325	698,215	620,925	642,637	710,345	4.2
南米	675,266	824,239	1,050,016	1,059,399	1,215,882	7.2
アフリカ	864,959	890,361	788,076	815,499	969,552	5.7
オセアニア	744,995	774,131	1,092,066	1,198,756	834,769	4.9
国際機関	227,419	218,854	202,893	246,227	247,975	1.5

(注1) 受再を含む。

(注2) 国際機関の支払い保証が付されている場合は、別枠に計上。

(注3) 国別計上の方法: 船前・仕向国、船後・支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注4) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されている。

(2) 中期目標

独立行政法人日本貿易保険第四期中期目標

平成24年3月1日

平成26年11月21日変更

経済産業省

我が国の貿易保険制度は、昭和25年の制度発足以来、我が国企業の貿易・投資に関して、戦争や為替取引の制限といった通常の保険では負担することのできないリスクをカバーしてきた。貿易保険を巡る最近の状況を踏まえた、日本貿易保険の今後の業務運営の基本的な方向性は以下のとおりである。

第一に、国際競争力を支える強靱な制度基盤の提供である。いわゆるリーマンショック以降、世界的に官民挙げた輸出競争が激化する中、各国で貿易保険強化の動きが顕著である。我が国企業の対外取引を支援し、国際競争力を支える、制度基盤としての貿易保険の役割は一層重要となっている。貿易保険は、主要各国ともに、国の事業として、国の最終的なリスク負担により実施されているが、なかでも中韓をはじめアジア諸国の貿易保険機関が近年とみにその存在感を増している。我が国としても、引き続き国の事業としての貿易保険制度の持続的な事業基盤を確固たるものとしつつ、日本貿易保険を通じたサービス向上・専門性強化・効率的運営に努めることにより、海外市場における我が国企業の国際競争力を確保していくことが不可欠である。また国際的な金融環境の変化や国際的な銀行監督ルール(バーゼル3)の導入等を踏まえ、日本貿易保険としても貿易金融が円滑に供給されるよう、適切な対応に努める必要がある。

第二に、日本経済の「新たな成長」に向けた政策的役割の強化である。平成22年6月に策定された政府の「新成長戦略」を踏まえ、貿易保険によるリスクテイク拡充を図ってきたところである。また、東日本大震災後の日本経済の「新たな成長」に向けた国家戦略として平成23年12月に策定された「日本再生の基本戦略」の下でも、鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開、中小企業や農業等の国際展開と「日本」ブランド復活・強化、我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の普及、諸外国との経済連携など絆の強化、原油・LNG、レアアース・レアメタルなど資源確保等の分野に重点的に取り組んできた。今後も、「日本再興戦略」(平成25年6月/平成26年6月改定)や「インフラシステム輸出戦略」(平成25年5月/平成26年6月改定)の下、これら分野での取り組みを継続していく必要がある。

第三に、行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応である。「独立行政法人改革等に関する基本方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」(平成26年8月29日行政改革推進本部決定)により、日本貿易保険は、平成29年4月から、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行することとなった。また、貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は日本貿易保険に承継することとなった。

全額政府出資の特殊会社化に当たっては、貿易再保険特別会計の廃止に伴い、貿易保険の特性を踏まえた

経済産業大臣による指揮監督権、日本貿易保険の保険金支払いに係る債務等に対する政府保証、必要な税制措置、予算管理及び組織・事務の機動性確保のための措置を検討することとなっている。

貿易再保険特別会計の廃止及び全額政府出資の特殊会社化に伴う新たな制度を設計するに当たっては、国家戦略上の重要性など国の政策判断を的確に反映させつつ法人のトップマネジメントの下で行われる専門的なリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について、十分な検討を行う必要がある。

具体的な制度設計は、今後の法整備によることであるが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組みを着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じうる措置は早期に着手することが適当である。

以上を踏まえ、日本貿易保険の中期目標は以下のとおりとする。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、中長期的見地で貿易保険を運営することが適当であることに鑑み、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

日本貿易保険設立以来の「お客様中心主義」の理念を引き続き徹底し、利用者の視点に立ったサービスの向上に努めることとする。

また、企業の取引環境の変化に応じ、海外拠点を通じた取引への支援強化などの商品性改善に取り組むこととする。平成25年より実施段階に入る国際的な銀行監督ルール(「バーゼル3」)下においても、貿易保険付きファイナンスが質的・量的に確保され、我が国企業の海外展開や民間資金を活用したインフラ整備が円滑に行われるよう、必要な環境整備に努めることとする。

(1)商品性の改善

国境を超えた多国間での企業間競争が激化する中で、我が国企業の国際競争力を確保するよう、利用者のニーズの変化に的確に対応した保険商品を提供するよう努めること。

①利用者のニーズに即した現行保険商品の見直し

近年の金融取引の高度化・我が国企業の対外取引形態の複雑化に対応し、個々の企業の貿易保険に対するニーズも多様化していることを踏まえ、諸外国において提供される貿易保険サービスの内容も参考としつつ、手続きの簡素化を含め現在提供している貿易保険サービスの商品性の改善に不断に取り組むこと。

また、欧州における債務危機など国際金融の動向を注視しつつ、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、我が国企業の貿易投資活動に対する資金供給の円滑化のための取組みについても、金融環境の変化に応じ迅速に対応すること。

(2)サービスの向上

現在行っている業務について、利用者の視点に立ち、以下のサービスの向上に一層努めること。たとえば、WEB上のサービスの一層の充実、申込手続きや審査手続きの簡素化等により、利用者の利便性向上、負担軽減や業務処理期間の短縮に努めることとする。

①利用者の負担軽減

引受申請等に係る諸手続や提出書類の合理化・簡素化をさらに進めること。第四期システムのオンライン機能を活用したWEBサービスの拡充や、運用の明確化等を推進すること。また、海外貿易保険機関等との連携を通じたワンストップ化等を進めることにより、利用者の手続面での負担の軽減を図ること。

②意思決定・業務処理の迅速化

意思決定及び業務処理の方法について不断の改善を行うことにより、引受審査、保険金査定、債権回収等の各業務について処理の迅速化を図ること。特に、中小企業向け案件については、利用者の負担軽減や業務処理の改善に努めること。なお、その際の目安として、下記の基準を満たすよう努めること。

- ・信用リスク(註1)に係る保険金の査定期間を、被保険者事由あるいは海外関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とする。
- ・保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで(中長期 Non-L/G 信用案件(註2)については5営業日以内)に回答する。
- ・提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・具体的な案件に係る利用者からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。

(註)

- 1)「信用リスク」とは、一般的に、保険の目的となる契約の相手方の破産や債務の履行遅滞による損失発生の危険性を指す。
- 2)「中長期 Non-L/G 信用案件」とは、信用供与期間が2年以上で、政府保証等がつかず、かつ、信用リスクをてん補している案件。

③情報提供の強化と利用者ニーズの把握

中小企業を含めた利用者向け情報提供を強化するなど、保険商品に関する広報・普及活動を積極的に展開

すること。これまで貿易保険サービスを利用したことがない中堅・中小企業等の潜在的な利用者のニーズ及び既存の利用者についても、意見の聴取や定期的なニーズ調査等を通じ的確に把握・反映すること。

(3)リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備

リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に努めること。

①リスク管理の強化

重点的政策への対応強化を含めて、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、個々のカントリーリスクやバイヤーリスクの審査の充実はもちろん、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでの管理を強化するなど、総合的なリスク管理を向上させること。

また、複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ること。

②専門能力の向上及び人材育成

利用者のニーズに対応して質の高いサービスを提供するための体制整備を図るため、専門能力を有する人材の登用や能力開発を通じ、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス等に関する職員の高度な専門的知見を涵養すること。また、専門性の高い職員を定着させ、その能力を最大限引き出せるよう魅力ある就業環境を形成すること。

③保険金の的確な査定

保険金の支払いに関する的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、的確な査定を行うための体制を整備するなど再発防止に向けた必要な取組みを行うこと。

④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底

独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢を徹底するとともに、適切な業務プロセスを確保するため、コンプライアンス委員会に加えて新たに専門部署を設けるなど内部統制について、更に充実・強化を図ること。

また、機密情報・個人情報保護を含めた情報管理の徹底等に努めること。

⑤業務運営の透明性の確保

利用者を含め国民に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するべく、情報公開を積極的に行うこと。

また、企業会計基準に基づく財務諸表や経営実態をわかりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性について十分に説明し、業務運営に対する国民の理解増進に努めること。

(4)重点的政策分野への戦略化・重点化

日本貿易保険は、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等との密接な連携に努めること。中でも「日本再生の基本戦略」を踏まえ、以下に掲げるような政府として重点的に取り組むべき分野について一層戦略化・重点化しつつ、引受けの質的及び量的な拡大を図り、政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率を現行の2割から中期目標期間中に3割程度に引き上げること(その際の指標については、経済産業省が今後策定予定の国際競争力強化に向けたプログラムを踏まえるものとする。)

こうした重点分野は、毎年度計画策定前に経済産業大臣が日本貿易保険に対して提示する場合にはそれを踏まえるとともに、日本貿易保険が行う国別引受方針の見直しにおいては、国の政策と一致させるよう努めること。

①新たな成長戦略への対応

新たな成長戦略の実現に向け、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要にこたえていくことが我が国の強い経済を復活させるための鍵であるとの認識に立ち、鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開の支援に一層積極的に取り組むこと。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクを日本貿易保険が補完し、海外展開を強力に支援していくこと。また、国産航空機や宇宙関連産業のファイナンス面からの輸出支援に積極的に取り組むこと。

②中小企業及び農業等の国際展開支援

全国各地の中小企業の国際展開を支援するため、平成23年度に創設した地銀提携ネットワークや信用金庫との提携など、民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを大幅に拡大するとともに、提携関係の一層の質的強化などを通じて、中小企業の利用拡大に繋げること(目安として、26年度以降、年間新規利用50社以上)。同時に民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを一層活用して、利便性を向上させるとともに、民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付(保険事故前輸出代金債権の流動化支援など)の機会を拡大していくこと。

また、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献すること。

③環境・安全技術の普及

環境社会配慮ガイドライン等の遵守にとどまらず、我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出やプロジェクトの組成を、地球環境保険の活用等により積極的に支援し、持続的な世界経済の発展にも貢献すること。

④諸外国との経済連携などの強化

アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者などとの連携を推進することにより、利便性を高め、現地日系企業の事業展開や国際プロジェクトを支援すること。また、こうした取組みを通じて、貿易保険制度に関する各国との相互理解や協力関係を深め、OECD等における先進国間での議論にとどまらず、新興国も含む形での輸出信用の枠組みに関する国際的議論の進展を促すこと。

⑤資源の安定供給源確保

昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫などに鑑みれば、原油・LNG、レアアース・レアメタルなど資源の安定供給源確保はこれまで以上に重要となる。したがって、資源エネルギー総合保険の戦略的な活用を含め、我が国企業による海外資源開発や周辺インフラ整備等への積極的な取組みの支援、国営資源企業との協力強化に努めること。

⑥東日本大震災等への対応

東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続すること。また、タイの洪水によるサプライチェーンの寸断の経験も踏まえ、我が国企業の海外現地法人の運転資金や販売支援等にも積極的に取り組むこと。

(5)民間保険会社による参入の円滑化

日本貿易保険は、民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に一層努めること。

①海外フロンティング契約の締結促進等

海外フロンティング契約(民間保険会社の海外子会社が引き受けた保険責任を日本貿易保険が再保険の形で引き受ける契約。)の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡充など、海外拠点や地方の中小企業を含む利用者ニーズを確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け一層積極的に取り組むこと。

②サービス提供の在り方の見直し

近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことに留意しつつ、仮に民間事業者が十分かつ安定的にサービスを提供するという見通しが利用者から見て明確になった時には、当該分野に対する日本貿易保険のサービス提供の在り方を抜本的に見直すこと。また、保険会社に対する支払余力規制強化などの国際的動向や東日本大震災が保険会社に与える影響についても注視しつつ、利用者から見た総体としての引受能力の確保・強化を図ること。

3. 業務運営の効率化に関する事項

第一期・第二期・第三期中期目標期間中に取り組んだ業務運営の効率化を一層推進すべく、更なるコスト意識の徹底、業務処理の合理化に努めるとともに、第四期システム開発・導入の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立することが必要である。

(1)業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、利用者から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであるが、支出にあたっては、費用対効果を十分検討する等によりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めること。

なお、今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。

①日本貿易保険の業務運営に際しては、全ての支出の要否の検討、廉価な調達等に努めることにより、効率化を図ること。特に、独法改革の結果を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む。）については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とすること。

そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うこと。

(註1)システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革などの制度改革に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。

(註2)一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費とする。

②人件費及び給与水準については、独法改革の結果を踏まえるとともに、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレズ指数(国家公務員の給与水準を100とした指数)の引下げ・適正確保に向けて取組みを進め、人件費全体の抑制を図ること。同時に、日本貿易保険の果たす

べき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、新組織形態への移行を見据えつつ、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を図ること。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量が利用者ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努め、システム開発・運用コストの削減を図ること。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること。

④民間機能の一層の活用を通じて業務運営の効率化に積極的に取り組むこと。特に、既に民間委託を導入している一部の保険商品の販売・斡旋業務については、引き続き、金融機関等との連携のあり方を検討しつつ、民間委託の範囲の拡大を図ること。

(2)システムの効果的な開発及び円滑な運用

組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険特別会計廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システムのシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、利用者に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現すること。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めること。

また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する取組を行い、業務・情報システムの最適化をPDCAサイクルに基づき継続的に実施すること。

4. 財務内容の改善に関する事項

リスク債権の確実な回収、信用事故債権に係る高い回収率の維持により、利用者に対する確実な安心の提供を担保するための財務基盤をより強固にする必要がある。

(1)財務基盤の充実

貿易保険は、世界的な規模の経済危機や戦乱のような予見できない異常事態に係るリスクを引き受けるものであることから、こうした事態に備えて保険金支払いのための財務基盤を充実させることが必要である。このため、貿易保険事業について長期的な収支相償の実現を目指すべく、業務運営の効率化や的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制を図るとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理や回収の強化等

による収入の確保に取り組むこと。

(註)

- 1) 貿易保険事業の特殊性から、単年度ベースでの経常収支相償を常時求めることは困難である。
- 2) 収入確保の一環としての資金運用にあたっては、日本貿易保険による迅速な保険金支払能力に支障をきたさないよう、独立行政法人通則法第47条に規定され、かつ元本保証された方法に限定すること。

(2)債権管理・回収の強化

①保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図ることにより安定的な収入の確保に取り組むことは、長期的な収支相償を実現する上での重要な鍵である。このため、債権データの管理を的確に行うことはもとより、国の関係機関と緊密な連携を図るとともに、職員の専門能力の涵養等により、回収能力を強化すること。

非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブ等への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して積極的かつ的確な対応を図ること。

信用リスクに係る保険事故債権については、利用者等の協力を得つつ積極的な回収に取り組むこと(その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平均回収実績率24%を達成するように努めること(註)。)。

(註)

回収実績率の目安については、第二期・第三期と同様、期間平均の実績を採用する。また、この期間平均回収実績率を次式により定義する。

期間平均回収実績率 = 期間平均値(各事業年度の回収金額) ÷ 期間平均値(回収金を得た案件及び回収不能が確定した案件に係る保険金支払額)

②査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウを商品開発・営業・審査部門にフィードバックするとともに、利用者等や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生防止、損失の軽減に努めること。

③保険事故債権の管理においては、その評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行うこと。

(3)保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化

「事業仕分け」結果を踏まえ、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保すること。

その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえること。また、リスクの的確な反映、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国际ルールの遵守に配慮すること。

5. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応

「独立行政法人改革等に関する基本方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」(平成26年8月29日行政改革推進本部決定)を踏まえた新たな貿易保険制度に円滑に移行するために必要な措置を検討すること。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組みを着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じうる措置は早期に着手すること。

(3) 中期計画

独立行政法人日本貿易保険第四期中期計画

12-一般-00064

平成24年3月2日

14-一般-00465

平成26年11月27日変更

1. 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とします。

なお、日本貿易保険は、平成25年12月の閣議決定に従って、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、特殊会社に移行することになっております。本邦企業の国際競争力を強化し、お客様の利便性向上を図るため、新組織形態移行後は貿易保険事業の改善・充実を図り、従来以上に引受審査やリスク管理など事業体制を強化していくことが求められます。貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険料等を収入原資として運営していることを踏まえ、事業収入と業務費・人件費の費用対効果等に基づき、真に効率的かつ効果的な業務運営を目指す必要があります。第四期中期計画期間中においては、新組織形態への円滑な移行のための準備を進めて参ります。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

我が国の通商・産業政策や国際ルール等の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じたお客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発等に取り組めます。

(1) 商品性の改善

我が国の通商・産業政策の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じたお客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発に取り組めます。

①現行保険商品の見直し

近年の我が国企業の多様なビジネス形態に対応して、貿易保険の商品性の改善に不断に取り組んでまいります。そのため、お客様からのご要望の聴取や、金融取引・対外取引形態の変化、各国貿易保険機関の提供する商品等に関する調査を定期的に行い、商品見直しの必要性を検討するほか、海外フロンティング、海外輸出信用機関との再保険活用等を通じて、お客様のニーズに対応します。

具体的には、中小企業輸出代金保険の見直し、海外の販売・生産拠点の取引に対する付保・金融支援、海外投資保険の見直し、プラント案件の契約形態に対応した保険商品の提供、航空機保険の制度設計等に取り組み、随時実施します。また、現行商品の利便性向上についても引き続き取り組みます。

また、欧州債務危機などの国際的な金融危機への対応については、有事の際のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携しつつ、お客様のニーズに即した円滑な資金供給が行われるよう、金融環境の変化に応じ迅速に対応するとともに、機動的に制度や運用の改善を図ります。

なお、上記の内容や時期については、年度計画において定めます。

(2) サービスの向上

常にお客様の視点に立って、サービスの向上に努力し、お客様との信頼関係の構築に取り組みます。

①お客様の負担軽減

パンフレット等お客様向け情報提供の見直しを適宜実施するとともに、保険引受申請や査定等の際にお客様に願います諸手続について、その必要性を検証し、プロセスや必要提出書類の簡素化・合理化を進めます。また、分かりにくい制度や運用を明確化し、お客様の負担を軽減します。第四期システム（SPIRIT-ONE）については、お客様のニーズを踏まえオンライン機能を活用したWEBサービスの更なる拡充、手続・情報提供の簡素化・効率化に努めます。更に、各国貿易保険機関との再保険ネットワークを通じ、国際共同事業を展開するお客様の保険手続に係る負担の軽減を図ります。

②意思決定・業務処理の迅速化

保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステム（NEXTライブラリー）については、システム移行を検討の上、その内容について組織内での共有を徹底するとともに、意思決定・業務処理の迅速化を一層推進します。

その際、下記の基準を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、

一層の迅速化を進めます。特に、中小企業のお客様向け案件については、お客様のニーズを踏まえ、業務処理の改善に取り組みます。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間は、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とする。
- ・ 保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件については5営業日以内）に回答する。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続を的確に行う。

(註) 信用リスクに係る保険金の査定期間算定における、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間とは、被保険者から提出書類の不備や回答遅延等のため保険金査定が行えない、もしくはこれらに起因して調査等の対応を要する期間を指す。

③情報提供の強化とお客様ニーズの把握

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘に積極的に取り組みます。具体的には、ホームページやパンフレット等を逐次見直し、広報活動を通じて貿易保険の認知度の向上を図ります。また、貿易保険を利用されたことのない中堅・中小企業等の潜在的なお客様への積極的な商品ご紹介を、セミナーや提携する地方銀行等との会合を通じて行い、新たな顧客基盤への浸透を図ります。また、こうしたお客様への支援に積極的な内外の関係諸機関との連携を強化し、効率的な普及活動を行います。

また、お客様憲章の徹底を図りつつ、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様にとってより利便性が高く多様なサービスを提供できる体制を整えます。

その際、新たなお客様のビジネス実態を踏まえるとともに既存のお客様についても定期的な調査等を通じ、お客様のニーズに応じた商品性の開発や改善を行い、保険制度の一層の普及に繋がります。

(3) リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備

リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に取り組みます。

①リスク管理の強化

金融取引の高度化・我が国企業の対外取引の複雑化を背景に、高度・複雑かつ広範なリスク審査が必要とされる案件の引受が増大傾向にある中、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、現在の案件のリスク審査の在り方を随時見直すとともに、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の強化を図ります。さらに、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでの管理を強化するなど、リスク管理体制の整備に取り組みます。

複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ります。具体的には、国際金融、カンントリーリスク、財務、法務、貿易実務等の専門性向上を目的として、現在行っている各種研修の更なる充実を図ります。

また、国内外の関係諸機関との連携体制の強化等、審査・情報収集能力の向上に取り組みます。

②質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう組織全体の専門能力向上に引き続き取り組みます。

国際金融、法務、財務、貿易実務等に関する専門知識を有する人材の採用を進めるほか、プロパー職員の定着、十分な職員研修等により、高度な専門性と実践能力の向上に取り組みます。

③保険金の的確な査定

保険金の支払いに関して的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、業務処理の迅速化にも留意しつつ、的確な査定を行うための体制を整備し、再発防止に取り組みます。具体的には、事例研究等を通じたノウハウの共有等を図るとともに、マニュアルを随時見直し、的確な保険金査定の体制を整備します。

④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底

独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢の徹底及び適切な業務プロセスの確保のため、コンプライアンス委員会に加えて新たに専門部署の設置を検討し可能な限り早期に結論を

得る等、内部統制の強化を図ります。

機密情報・個人情報保護を含む情報の厳格な管理に当たり、社内の周知徹底させるため、社内研修等の充実に取り組むとともに、管理体制の改善を図ります。

⑤情報開示を通じた業務運営の透明性の確保

国民の皆様に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、日本貿易保険の事業について一層理解頂くべく、情報開示を積極的に行います。

第一期・第二期・第三期中期目標期間においても原則企業会計原則に基づく財務諸表の公表・経営実態を適切に反映した事業報告書の公開等を通じ、お客様を含めた国民の皆様への適切な情報開示に取り組んでまいりました。引き続きこうした情報を一層分かりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性についても十分に説明するなどして、日本貿易保険の業務運営の透明化に取り組めます。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先して取り組み、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的及び量的な拡大を図り、政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率を現行の2割から中期目標期間中に3割程度へ引き上げます。

このため、以下の政策課題について、政策上の具体的要請を把握した上で、各年度計画に必要な制度上の具体的対応策を盛り込み、着実に実行に移します。

また、当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策を十分に踏まえます。

①新たな成長戦略への対応

アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応した新成長戦略の実現に向け、政府と連携して鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開のより効果的な活動支援に一層積極的に取り組みます。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクの補完、商品性の改善等に取り組めます。

航空機分野については、我が国企業が参画する国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受を引き続き積極的に進めるとともに、事業化が決定された国産

航空機の輸出支援については、他国に比べ遜色のない形で貿易保険の付保による支援を実施します。加えて、宇宙関連産業のファイナンス面からの輸出支援に積極的に取り組みます。

②中小企業及び農業等の国際展開支援

中小企業のお客様の国際展開支援として、関係諸機関とも連携し、中小企業輸出代金保険等を始めとする貿易保険商品等の普及・広報の取り組みを強化します。

また、地方銀行との提携ネットワークや信用金庫との提携など、民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを大幅に拡大し、提携関係の一層の質的強化などを通じて、中小企業の利用拡大（26年度以降、年間新規利用50社以上）に繋げるほか、民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付（保険事故前輸出代金債権の流動化支援など）の機会を拡大します。

更に、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても、貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献します。

③環境・安全技術の普及

我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出や省エネ・環境改善に資するプロジェクトについて、適切なリスク審査を行いつつ引受を拡大します。更に、地球温暖化対策の重要性に鑑み、地球環境保険の積極的活用等を通じ、世界的なCO₂排出量の削減、並びに持続的な世界経済の発展にも貢献します。

また、OECDにおける環境共通アプローチの議論等を踏まえ改定した新たな環境社会配慮ガイドラインによる審査を的確に行うとともに、効率的かつ適切な審査を担保する態勢を整備します。

④諸外国との経済連携などの強化

各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者等の連携を推進することにより、貿易保険の利便性を高め、アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、現地日系企業や国際プロジェクトを支援します。具体的には、新規の再保険協定・協力協定の締結を推進します。また、これまで12機関の海外輸出信用機関と再保険協定を締結し、アジアの6機関とアジア再保険協定を締結していますが、ニーズの変化等に対応し、既存協定の見直しも随時実施していくことで、利便性の向上を図ります。

こうした取組を通じて、貿易保険制度に関する相互理解を深め、新興国も含む形での輸出信用の枠組に関する国際的議論の進展を促進するとともに、この

実現に向けた取組を含め人材育成・情報交換など各国貿易保険機関との協力を推進していきます。

⑤資源・エネルギーの安定供給源確保

昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫等に鑑み、我が国の原油・LNG、レアアース・レアメタル等の資源の安定確保に貢献すべく、資源エネルギー政策を踏まえつつ、資源エネルギー総合保険の積極的かつ戦略的な引受を通じて、お客様の海外での資源開発やインフラ整備等への取り組みを積極的に支援します。

⑥東日本大震災等への対応

東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続するとともに、タイの洪水によるサプライチェーンの寸断で影響を受けた我が国企業の海外現地法人向けの運転資金支援等にも積極的に取り組み、災害等の影響を受けた日本企業の海外事業展開を支援します。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

民間保険会社による参入の円滑化については、組合包括保険制度への付保選択制導入、民間保険会社との業務提携等、お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上に努めてきましたが、引き続き民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に取り組めます。

①海外フロンティング契約の締結促進等

海外に事業展開するお客様のニーズを確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け積極的に取り組めます。具体的には、海外フロンティング契約の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡大などに取り組む他、適用スキームの拡充等を通じ、販売実績の向上を図ります。

②サービス提供の在り方の見直し

パンフレットやホームページ等の各種公表資料を通じた情報公開、民間保険会社への業務委託などを通じて、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう引き続き配慮します。

また、近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことを踏まえ、民間保険

会社の引受能力やサービス提供の状況を鑑み、また、保険会社に対する規制強化などの国際的動向も注視しつつ、適切な引受を実施するよう配慮します。

3. 業務運営の効率化に関する事項

第一期・第二期・第三期中期目標期間中においては効率的な業務運営基盤を確立するべく努めてきましたが、この体制を維持・強化し、一層の業務運営効率化を推進するため、職員のコスト意識を徹底するとともに、業務処理の合理化に取り組みます。

また、第四期システム（SPIRIT-ONE）開発の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立します。

（1）業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであり、費用支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に取り組みます。

①中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動など、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行います。他方、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。

また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。特に、独法改革の結果を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む）については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とします。そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行います。また、円滑な新組織形態への移行に向けた準備を進め、人材育成等を含め必要な手当を行います。

なお、今後の独立行政法人改革（平成25年12月閣議決定を踏まえた組織・事務の機動性確保のための措置の検討を含む）の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

（註1）システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革などの制度改革に伴

う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。

(註2) 一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の person 費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費とする。

(参考) 平成23年度末の一般管理費	560百万円
平成28年度末の一般管理費見込み	532百万円
中期目標期間中の一般管理費総額見込み	2,715百万円

②人件費及び給与水準については、業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが(年齢勘案128.7、年齢・地域・学歴勘案107.2(22年度実績))、独法改革の結果を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数(国家公務員の給与水準を100とした指数)の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図ります。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、日本貿易保険を全額政府出資の特殊会社へ移行する閣議決定(平成25年12月)を踏まえ、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を行います。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量がお客ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表します。

③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努めます。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施します。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けることとします。

④事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化を図ります。民間損害保険会社への委託については、引き続き、委託先・委託範囲の拡大を含めて、金融機関等と連携のあり方について検討を重ね、業務委

託内容の拡大を図ります。

(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用

組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険特会廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システム（SPIRIT-ONE）のシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、お客様に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現します。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めます。

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、業務・システムの最適化の計画策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルを継続的に実施します。

4. 財務内容の改善に関する事項（予算、収支計画及び資金計画）

(1) 財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めるとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組みます。

(ア) 予算計画（別添1参照）

(イ) 収支計画（別添2参照）

(ウ) 資金計画（別添3参照）

(2) 債権管理・回収の強化

①債権データの管理を的確に行うとともに、国の関係機関との緊密な連携や、職員の専門能力の涵養、民間回収専門業者の活用等を行うことにより、回収能力を強化します。

非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して、積極的かつ的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、お客様の協力を得つつ、積極的な回収に取り組みます（その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平

均の回収実績率 24%を達成に取り組みます。)

(注) 回収実績率の目安については、第二期・第三期と同様、期間平均の実績を達成目標として回収の強化に取り組みます。

- ②商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に取り組みます。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に取り組みます。
- ③保険事故債権については、その管理を的確に行うことはもとより、評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行います。

(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化

貿易再保険特別会計の廃止や独法改革の結果等を踏まえ、財務会計に係る諸規定・運用の見直しを進めます。また、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保します。

その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえます。

また、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国际ルールの遵守に配慮しつつ、収支実績等を踏まえた料率の適切性の確保に取り組みます。

5. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応

貿易再保険特別会計の廃止及び全額政府出資の特殊会社化に伴う新たな制度を設計するに当たっては、円滑に移行するためにリスク管理の強化や内部統制の強化のための体制整備等必要な措置を検討し、講じうる措置は早期に着手するようにいたします。また、国家戦略上の重要性など国の政策判断を的確に反映させつつ法人のトップマネジメントの下で行われる専門的なリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について、遅くとも平成28年度末の移行までに結論を得るよう十分な検討を行います。

また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組を着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じうる措置は早期に着手します。

なお本計画については、貿易保険はその運営が国際政治経済情勢の変化に的確に対応したものである必要があることから、今後、大きな情勢の変化がある場合には、機動的な

対応が可能となるよう適時適切に見直しを行います。

6. 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）

（1）方針

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう、引き続き、民間企業等から国際金融、法制度、カントリーリスク、企業財務、貿易実務等に関する専門性を有する職員を採用するとともに、職員に対する研修制度を充実させること、職員の専門性の育成に配慮した人事制度を効率的に運用すること等により、職員の専門性をより高度なものとしします。

また、現行の業務処理の改善（例えば、定型業務の処理体制の一元化や管理部門の業務の効率化等）を図ることにより、業務の量・質に対応した、より適正な人員の配慮を行います。さらに、目標管理制度に基づく業績評価や業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて、職員が引き続き日本貿易保険においてその専門性を活かしていくことに対してインセンティブを与えるような、魅力ある就業環境の形成に引き続き取り組みます。

（2）人員に係る指標

平成28年度末の人員を平成23年度末の水準以下とします。なお、今後の独立行政法人改革（平成25年12月閣議決定を踏まえた組織・事務の機動性確保のための措置の検討を含む）の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

（参考1） 平成23年度末の人員数 147人
 平成28年度末の人員数見込み 147人
 （ただし、制度改正等特殊要因は除く）

（参考2） 中期目標の期間中の人件費総額見込み 6,235百万円
 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者手当及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用となります。

（3）人材の確保及び養成に関する計画

①人材の確保

常勤職員の一部に、国際金融、国際プラントビジネス、保険業務、財務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。また、目標管理制度に基づく業績評価や、業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与に引き続き取り組みます。

②人材の養成

個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。

7. 短期借入金の限度額

平成24年度（2012年度）	500億円
平成25年度（2013年度）	500億円
平成26年度（2014年度）	500億円
平成27年度（2015年度）	500億円
平成28年度（2016年度）	500億円

別紙1

予算計画
(2012年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位・百万円)

	区別	合計
収 入		
	業務収入	89,480
	正味収入保険料	58,105
	正味回収金	10,000
	受取利息	21,375
	その他業務収入	0
	被出資財産からの回収金	36,029
	有価証券の償還	128,686
	短期借入金	0
	(収入計)	254,195
支 出		0
	業務支出	158,585
	正味支払保険金	97,720
	人件費	6,235
	国庫納付金	31,455
	その他業務支出	23,175
	投資支出	7,066
	システム開発等	6,716
	その他投資支出	350
	有価証券の取得	0
	短期借入金返済	0
	その他の支出	0
	予算差異	88,544
	(支出計)	254,195

別紙2

収支計画

(2012年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位:百万円)

区別	合計
費用の部	
経常費用	141,020
正味支払保険金	97,720
業務費	29,410
その他経常費用	13,890
臨時損失	0
計	141,020
収益の部	
経常収益	68,124
正味収入保険料	58,105
正味回収金	10,000
その他経常収益	19
財務利益	21,375
臨時利益	36,029
計	125,528
純利益	-15,492

別紙3

資金計画

(2012年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位:百万円)

区別	合計
資金支出	
業務活動による支出	158,585
正味支払保険金	97,720
業務費支出	29,410
国庫納付金	31,455
投資活動による支出	7,066
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	326,935
計	492,586
資金収入	
業務活動による収入	68,115
正味収入保険料	58,105
正味回収金	10,000
受取利息	10
その他業務収入	0
被出資財産からの回収金	36,029
投資活動による収入	128,686
財務活動による収入	21,365
前年度繰越金	238,392
計	492,586

独立行政法人日本貿易保険年度計画
(2014年度〔平成26年度〕)

14-一般-00102
2014年3月18日

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

我が国の通商・産業政策や国際ルール等の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じた
お客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と
比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発等に取り組み
ます。

(1) 商品性の改善

①現行保険商品の見直し

お客様からのご要望の聴取や、金融取引・対外取引形態の変化、各国貿易保険機関の提
供する商品等に関する調査を定期的に行い、商品見直しの必要性を検討するほか、海外フ
ロンティング、海外輸出信用機関との再保険活用等を通じて、お客様のニーズに対応しま
す。具体的には、次のような取組を行います。

- ア) 中小企業輸出代金保険については、引き続き、中堅・中小企業の顧客ニーズに更に
応える業務改善により、利便性をより一層向上させることを通じ、より多くの中堅・中
小企業の海外事業の支援を図ります。
- イ) 我が国企業の海外の販売・生産拠点の取引に対する付保・金融支援については、海外
フロンティングに係る商品を販売します。また、引き続き、ローカル・バイヤーズ・
クレジットによる本邦企業の海外拠点取引への積極的な支援も実施します。我が国企
業の海外現地法人向けの運転資金支援策については、本邦企業の海外展開支援を行う
べくこれまで同様に実施します。
- ウ) 海外投資保険については、てん補事由の選択範囲の拡大、事業拠点等特約の新設等の
商品性の改善を実施します。
- エ) プラント案件の契約形態に対応した保険商品の提供については、業界要望に沿った保
険設計が可能となるよう引き続き検討します。
- オ) 航空機分野については、事業化が決定された国産航空機の輸出支援について他国に比
べ遜色のない形で貿易保険の付保による支援を実施すべく航空機保険の制度設計と保
険引受にかかる体制整備を進めます。

- カ) 短期保険制度については、与信枠拡大、海外商社名簿におけるE F格に対する審査基準緩和等による信用リスクの引受拡大や、包括保険における付保義務の緩和等により、現行商品の利便性向上を図ります。企業総合保険、限度額設定型貿易保険に関しては、定期審査等により、期中にE C格までの格下げがあった場合でも、当該特約年度中もしくは当該保険契約年度中は継続して船後信用危険をてん補することとし、安定的な取引の継続を可能とするための商品性の改善を実施します。また、取引の増加を見込んだ柔軟な保険金支払限度額の設定が可能となるよう、企業総合保険における当該限度額設定に係る割増について、割増適用基準の緩和と割増料率の軽減を実施します。
- キ) 貿易保険法の一部を改正する法律案（平成26年2月閣議決定）を踏まえ、戦争やテロリスクへの対応、海外子会社等による事業活動支援、資金調達の円滑化、日本貿易保険の再保険提供先の拡充等を行うための準備を進めます。

（2）サービスの向上

常にお客様の視点に立って、サービスの向上に努力し、お客様との信頼関係の構築に取り組みます。

①お客様の負担軽減

パンフレット等お客様向け情報提供の見直しを適宜実施するとともに、保険引受申請や査定等の際にお客様にお願いする諸手続について、その必要性を検証し、更なるプロセスや必要提出書類の簡素化・合理化を目指して検討を進めます。特に保険金請求書等、査定の際に必要な提出書類については、保険金請求に必要な提出書類の見直しや、損失発生通知におけるてん補事由等の記載を不要とする様式変更を行い、加えて、船積後の保険事故に係る損失額の算定が容易となるような変更を行うことにより事故通知や保険金請求に伴うお客様の負担軽減を図ります。また、分かりにくい制度や運用を明確化し、お客様の負担を軽減します。特に海外投資保険については、引受、保険金査定等の運用の明確化を図り、約款等の規定を見直し、Q&Aを作成することにより、保険商品の内容・てん補範囲等を分かりやすくします。加えて、被保険者義務に関して、告知義務の内容明確化、損失防止軽減義務として求められる措置の整理、明確化、保険金の支払いに関して、当事者間での紛争中の場合の取扱について明確化を行います。第四期システム（SPIRIT-ONE）については、お客様のニーズを踏まえオンライン機能を活用したWEB化の検討を進め、手続・情報提供の簡素化・効率化に努めます。更に、各国貿易保険機関との再保険ネットワークを通じ、国際共同事業を展開するお客様の保険手続に係る負担の軽減を図ります。被保険者の回収義務について、被保険者回収から日本貿易保険主導の回収への方針転換を図り、日本貿易保険が主体的に回収方針を決定するなどにより、回収に係るお客様の負担を軽減します。加えて、日本貿易保険主導の回収行為にかかる

費用について、お客様の費用負担を軽減する措置を導入します。貿易一般保険の重大な内容変更の取扱に関し、内容変更は全て任意とし、通知により行うことによる簡素化を通じたお客様負担の軽減と通知可能期限等の明確化を検討、実施します。

②意思決定・業務処理の迅速化

意思決定の迅速化と権限・責任の明確化のため、制度・商品開発の機能を集約して、担当部署を新設する等の組織再編を行うとともに、業務プロセスを見直し、WEB化の検討をすすめる、業務のシステム化による業務効率化と業務処理迅速化を図ります。また、新たに営業推進に係る会議を設置、運営することにより、お客様ニーズに対する弾力的かつ迅速な意思決定を図ります。保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステム（NEXTライブラリー）については、その内容について組織内での共有を徹底するとともに、記載項目の見直し、整理することにより検索、照会が容易になるよう改善し、意思決定・業務処理の迅速化を一層推進します。

その際、下記の基準を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、一層の迅速化を進めます。

特に、中小企業のお客様向け案件については、お客様のニーズを踏まえ、業務処理の改善に取り組みます。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間は、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とします。
- ・ 保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件については5営業日以内）に回答します。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡します。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡します。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答します。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続を的確に行います。
- ・ 「資源エネルギー総合保険」については、案件の相談受付後30日以内に、当該案件に関する引受方針、条件等の検討状況をお客様にお知らせすることとします。

(註) 信用リスクに係る保険金の査定期間算定における、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間とは、被保険者からの提出書類の不備や回答遅延等のため保険金査定が行えない、もしくはこれらに起因して調査等の対応を要する期間を指す。

③情報提供の強化とお客様ニーズの把握

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘に積極的に取り組みます。

新聞等にNEXIの引受案件や制度改善に関する記事が掲載されるよう積極的に働きかけるとともに、ホームページやパンフレット、ポスター等による広報活動を通じて貿易保険の認知度の向上を図ります。特にホームページについてはより分かりやすくなるよう構成の見直し等を検討・実施します。

また、貿易保険を利用されたことのない中堅・中小企業等の潜在的なお客様への積極的な商品のご紹介を、セミナー等提携する地方銀行等との連携を通じて行い、新たな顧客基盤への浸透を図ります。また、こうしたお客様への支援に積極的な内外の政府系金融機関を含む関係諸機関との連携を強化し、効率的な普及活動を行います。

また、お客様憲章の徹底を図りつつ、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様にとってより利便性が高く多様なサービスを提供できる体制を整えます。

その際、新たなお客様のビジネス実態を踏まえるとともに既存のお客様についても定期的な調査等を通じ、お客様のニーズに応じた商品性の開発や改善を行い、保険制度の一層の普及に繋がります。

(3) リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備

リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に取り組みます。

①リスク管理の強化

金融取引の高度化・我が国企業の対外取引の複雑化を背景に、高度・複雑かつ広範なリスク審査が必要とされる案件の引受が増大傾向にある中、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、引受審査基準を含め、現在の案件のリスク審査の在り方を随時見直すとともに、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の強化を図ります。さらに、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでのリスク管理強化など、リスク管理体制の整備に取り組みます。

複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ります。具体的には、国際金融、カントリーリスク、財務、法務、貿易実務等の専門性向上を目的として、現在行っている各種研修の更なる充実を図ります。

また、国内外の関係諸機関との連携による情報収集能力の向上等を通じ体制強化に取り組みます。

②質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう組織全体の専門能力向上に引き続き取り組みます。

国際金融、法務、財務、貿易実務等に関する専門知識を有する人材の採用を進めるほか、プロパー職員の定着、十分な職員研修等により、高度な専門性と実践能力の向上に取り組みます。

③保険金の的確な査定

保険金の支払いに関する的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、業務処理の迅速化にも留意しつつ、的確な査定を行うための体制を整備し、再発防止に取り組みます。具体的には、継続的な事例研究等を通じたノウハウの共有等を図るとともに、マニュアルを随時見直し、的確な保険金査定の体制を整備します。

④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底

法令遵守態勢の徹底及び適切な業務プロセスの確保のため、コンプライアンス研修や点検活動を実施することに加え、機密情報・個人情報保護を含む情報の厳格な管理に当たり、社内の周知徹底させるため、社内研修等の充実に取り組むとともに、管理体制の改善を図ります。特殊会社化や貿易再保険特別会計の廃止・承継に備えた内部管理体制整備等必要な措置の検討と講じうる措置の早期着手を行います。

⑤情報開示を通じた業務運営の透明性の確保

企業会計原則を踏まえた財務諸表の公表・経営実態を適切に反映した事業報告書の公開等を通じ、お客様を含めた国民の皆様への適切な情報開示に取り組みます。また、引き続き、こうした情報を一層分かりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性についても十分に説明するなどして、日本貿易保険の業務運営の透明化に取り組みます。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先して取り組み、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的及び量的な拡大を図ります。当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。

また、国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策を十分に踏まえます。

①新たな成長戦略への対応

アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応した新成長戦略の実現に向け、政府と連携して鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開のより効果的な活動支援に一層積極的に取り組めます。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた制度の改善等を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクの補完、商品性の改善等に取り組めます。

航空機分野については、我が国企業が参画する国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受を引き続き積極的に進めるとともに、事業化が決定された国産航空機の輸出支援については、他国に比べ遜色のない形で貿易保険の付保による支援を実施するため、引き続き、航空機保険の制度設計及び関連規定の整備等、体制整備を進めます。加えて、宇宙関連産業分野については、ファイナンス面の検討を進め、輸出支援に積極的に取り組めます。

②中小企業及び農業等の国際展開支援

中小企業のお客様の国際展開支援として、政府系金融機関を含む関係諸機関とも連携し、中小企業輸出代金保険等を始めとする貿易保険商品等の普及・広報の取り組みを強化します。

また、引き続き、地方銀行との提携ネットワーク、民間金融機関や中小企業関係機関、政府系金融機関等との提携活動を深化、充実させ、勉強会・セミナー等の開催を通じ、関係者間のノウハウの共有化を図るとともに、このネットワークを一層活用し、地域の中小企業にとっての利便性を向上させます。民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付（保険事故前輸出代金債権の流動化支援など）に関する金融機関からの要望や相談に柔軟に対応します。

更に、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても、セミナーへの講師派遣や関係機関との連携強化により、貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献します。

③環境・安全技術の普及

我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出や省エネ・環境改善に資するプロジェクトについて、適切なリスク審査を行いつつ引受を拡大します。更に、地球温暖化対策の重要性に鑑み、地球環境保険の積極的活用等を通じ、世界的なCO₂排出量の削減、並びに持続的な世界経済の発展にも貢献します。

また、OECDにおける環境共通アプローチの継続課題に積極関与しつつ、その議論等を踏まえ、速やかに環境社会配慮のためのガイドラインの見直し等に対応し、効率的かつ適切な審査を担保する態勢を整備し、環境社会に配慮した対外取引の健全な発展に貢献します。

④諸外国との経済連携などの強化

各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者等の連携を推進することにより、貿易保険の利便性を高め、アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、現地日系企業や国際プロジェクトを支援します。

貿易保険制度に関する相互理解を深め、新興国も含む形での輸出信用の枠組に関する国際的議論の進展を促進するとともに、この実現に向けた取組を含め人材育成・情報交換など各国貿易保険機関との協力を推進していきます。

⑤資源・エネルギーの安定供給源確保

昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫等に鑑み、我が国の原油・LNG、レアアース・レアメタル等の資源の安定確保に貢献すべく、資源エネルギー政策を踏まえつつ、資源エネルギー総合保険の積極的かつ戦略的な引受を通じて、お客様の海外での資源開発やインフラ整備等への取り組みを積極的に支援します。

⑥東日本大震災等への対応

東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援をはじめ、引き続き、自然災害等により、我が国の輸出企業、海外現地法人が影響を受けた場合には積極的に支援に取り組み、日本企業の海外事業展開を支援します。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

①海外フロンティング契約の締結促進等

海外に事業展開するお客様のニーズを確認しつつ、海外フロンティングの周知拡大による契約の締結促進などを通じ、販売実績の向上を図ります。

②サービス提供の在り方の見直し

パンフレットやホームページ等の各種公表資料を通じた情報公開、民間保険会社への業務委託などを通じて、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう引き続き配慮します。

また、近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受

けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことを踏まえ、民間保険会社の引受能力やサービス提供の状況を鑑み、また、保険会社に対する規制強化などの国際的動向も注視しつつ、適切な引受を実施するよう配慮します。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであり、費用支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に取り組みます。

- ①中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動など、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行います。他方、業務プロセスを見直し、WEB化の検討をすすめるとともに、担当職員の能力の向上、弁護士等への業務委託を検討するなどの外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。

また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。特に、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む）については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とします。そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行います。また、円滑な新組織形態への移行に向けた準備を進めます。

- ②人件費及び給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を100とした指数）の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図ります。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、特殊会社化や貿易再保険特別会計の廃止・承継に備えた内部管理体制整備等必要な措置の検討と講じうる措置の早期着手を行います。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量がお客様ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに

に、検証結果や取組状況を公表します。

- ③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努めます。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施します。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けることとします。
- ④事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化を図ります。民間損害保険会社への委託については、引き続き、委託先・委託範囲の拡大を含めて、金融機関等と連携のあり方について検討を重ね、業務委託内容の拡大を図ります。

(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用

特殊会社化や貿易再保険特別会計の廃止・承継への対応のためのシステム対応準備を進め、組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システムの保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、お客様に対するサービスの向上、業務の効率化・迅速化を実現します。具体的には次のような取組みを行います。

- ア) 中期的なシステム最適化のための基本計画を策定します。
- イ) 会計システムの更新、付保申込等各種手続きのWEB化、業務プロセスの見直し対応等に係るシステム対応を検討します。
- ウ) ITインフラについて、所要の更新(準備)を進めるとともに、併せて事業継続等に必要な強化を行います。
- エ) 平成26年度制度改正に対応するためのシステム改造を行った上で、円滑な運用の実現に努めます。
- オ) システムの保守について、円滑なシステムの運用に努めつつ、保守費用の抑制に努めます。

また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切なセキュリティ対策を実施し、業務・システムの最適化の計画策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルを継続的に実施します。

3. 財務内容の改善に関する事項(予算、収支計画及び資金計画)

(1) 財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めるとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組みます。

- ① 予算計画（別添 1 参照）
- ② 収支計画（別添 2 参照）
- ③ 資金計画（別添 3 参照）

(2) 債権管理・回収の強化

- ① 民間回収専門事業者の活用については、過去の実績を踏まえ積極的に活用してまいります。また、お客様を対象に「債権回収セミナー」開催を企画、実施します。

非常リスクに係る保険事故債権については、引き続き、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に積極的に関与し、的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、引き続き、お客様の協力を得つつ、積極的な回収に取り組みます。

- ② 商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に取り組みます。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に取り組みます。

- ③ 保険事故債権については、その管理を的確に行うことはもとより、既に導入済の評価・分析手法に基づき、適切な経理処理を行います。

(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化

特殊会社化や貿易再保険特別会計の廃止・承継に備えて、財務会計に係る諸規定・運用の見直しの準備を進めます。また、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保します。

その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を

前提としていることを適切に踏まえます。

また、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国际ルールの遵守に配慮しつつ、収支実績等を踏まえた料率の適切性の確保に取り組みます。

4. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応

独立行政法人改革等に関する基本方針（平成25年12月閣議決定）を踏まえ、特殊会社化や貿易再保険特別会計の廃止・承継に備えた内部管理体制整備等必要な措置の検討と講じうる措置の早期着手を行います。

5. 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）

（1）人材の確保

国際金融、国際プラントビジネス、保険業務、財務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用することに加え、将来の人員構成に鑑み、新卒者も対象とした採用活動を行います。また、目標管理制度に基づく業績評価や、業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員等の定着に対するインセンティブの付与に引き続き取り組みます。加えて、女性職員の積極的な採用や幹部登用をすすめます。あわせて、昨年度策定した仕事と家庭における子育てや介護との両立を支援する制度の積極的な活用を推進します。

（2）人材の養成

個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築し、着実に運用するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。また、新たに採用した職員の早期戦力化を図るための研修体系の整備や、階層ごとに必要なマネジメント等のスキルや知識を習得させるための研修体系の整備に取り組みます。

(別添1)

予算計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	17,866
正味収入保険料	11,621
正味回収金	2,000
受取利息	4,245
その他業務収入	—
被出資債権からの回収金	7,695
有価証券の償還	19,737
短期借入金	—
計	45,298
支出	
業務支出	25,390
正味支払保険金	19,544
人件費	1,247
国庫納付金	—
その他業務支出	4,599
投資支出	1,094
システム開発等	1,024
その他投資支出	70
有価証券の取得	—
短期借入金返済	—
その他の支出	—
予算差異	18,814
計	45,298

(別添2)

収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	28,168
正味支払保険金	19,544
業務費	5,846
その他経常費用	2,778
臨時損失	0
計	28,168
収益の部	
経常収益	13,625
正味収入保険料	11,621
正味回収金	2,000
その他経常収益	4
財務利益	4,245
臨時利益	7,695
計	25,565
純利益	△2,603

(別添3)

資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	25,390
正味支払保険金	19,544
業務費	5,846
国庫納付金	0
投資活動による支出	1,094
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	65,972
計	92,456
資金収入	
業務活動による収入	13,623
正味収入保険料	11,621
正味回収金	2,000
受取利息	2
その他業務収入	—
被出資財産からの回収金	7,695
投資活動による収入	19,737
財務活動による収入	4,243
前年度繰越金	47,158
計	92,456